

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 2 回松阪市斎場及び火葬場あり方検討委員会
2. 開 催 日 時	平成 29 年 7 月 6 日（木） 13 時 30 分～ 15 時 30 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 市議会第 3・第 4 委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) 川嶋幸夫（委員長）、泊瀬川孚（副委員長）、大谷久美、 小山利郎、吉田敏昭 (事務局) 荒川環境課長、寺脇飯南飯高環境事務所長、北村嬉野地域振興 局地域住民課長、田口三雲地域振興局地域住民課長、大西斎場 担当主幹、藤原墓苑係長、小林斎場計画担当主査
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1 名
7. 担 当	松阪市環境生活部環境課 篠田山斎場 小林 TFL 0598-29-1317 FAX 0598-29-1317 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 松阪市火葬場整備基本計画について
2. その他

議事録

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/contents/1450224942063/index.html>

平成 29 年度 第 2 回 松阪市斎場及び火葬場あり方検討委員会 議事録

日 時：平成 29 年 7 月 6 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：松阪市役所 市議会第 3・第 4 委員会室

出席者：12 名

検討委員会委員 5 名

川嶋幸夫（委員長）、大谷久美（副委員長）、泊瀬川孚、小山利郎、
吉田敏昭

事務局 7 名

荒川環境課長
寺脇飯南飯高環境事務所長
北村嬉野地域振興局地域住民課長
田口三雲地域振興局地域住民課長
大西斎場担当主幹
藤原墓苑係長
小林斎場計画担当主査

傍聴者：1 名

<議 事>

1. 松阪市火葬場整備基本計画について

委員長

審議に入る前に、前回お願いした資料について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

前回、

- ①死亡者数の推移について（いつ頃死亡者数がピークを迎えるのか）
 - ②飯南飯高管内の死亡者のうち、飯南火葬場・篠田山斎場の利用件数
 - ③篠田山斎場において火葬炉の大規模修繕を実施して延命措置を図った場合のメリット・デメリット
 - ④県内各市営火葬場の状況（火葬料金・運営形態等）
 - ⑤松阪市内における民間式場の状況
 - ⑥篠田山斎場に火葬場を集約する理由
 - ⑦火葬 1 体当たりの原価（原価償却を含めたものと含めないもの）
- という 7 つのご質問を頂戴しておりますので、一つずつご説明させていただきます。

まず、死亡者数の推移についてですが、計画（案）に記載の死亡者数予測

値は 2040 年までのものとなっておりますが、その後の松阪市の人口予測と国立社会保障・人口問題研究所が予測した死亡率から 2060 年までの死亡者数予測を算出しましたところ、2045 年頃に死亡者数のピークを迎え、その後減少に転じるとの結果となりました。

次に、松阪市内の火葬場で火葬された飯南飯高管内の死亡者のうち、飯南火葬場と篠田山斎場で火葬された人数でございますが、松阪市内の火葬場で平成 27 年度中に火葬しました飯南飯高管内の死亡者 175 人のうち、117 人の方（約 67%）が飯南火葬場で火葬され、55 人（約 31%）の方が篠田山斎場で火葬されています。

管内別に見ますと、飯南管内において 88 人中 73 人（約 83%）の方が飯南火葬場で火葬されているのに対し、飯高管内においては、87 人中 44 人（約 51%）の方が飯南火葬場において火葬され、40 人（約 46%）の方が篠田山斎場において火葬されています。

なお、地元管理の火葬場で火葬された方は、飯高管内の 3 人（飯高管内で見ると約 3%、飯南飯高管内で見ると約 2%）のみとなっております。

次に篠田山斎場において火葬炉の大規模修繕を実施して延命措置を図った場合のメリット・デメリットについてですが、火葬炉の大規模修繕を実施する場合、火葬炉メーカーによりますと、火葬炉 5 基を現在の規格に合ったものに入れ替える必要が生じることから、1 億 2,500 万円程度（2,500 万円×5 基）必要になるとのことであり、建て替え費用が約 30 億円と算出されていることから比較しますと当然安価にはなりません。

また、現在使用している設備に直ちに火葬に影響が出るような不具合は見受けられないことから、今後も定期的にメンテナンスを行い不具合箇所の修繕を行っていけば、継続して使用していくことは可能であるとのことでした。

ただ、延命化を図る場合、火葬場の建物自体が建設から約 34 年経過しており、将来的に建物自体の大規模修繕も必要になること、また、第 1 回検討委員会において、「古い部品を新しくしただけで機能が最新のものにはならない」、「古い設備は公害等の発生の原因にもなりかねない」、「古い設備を使い続ければ、結果的に高額な修繕料がかかってしまう」というご意見を頂戴しております。

大規模修繕による延命化は、一つの選択肢ではありますが、本計画（案）の中では検討しておりません。

次に、県内各市営火葬場の状況についてですが、各市における主要な火葬場について比較表を作成させていただきました。

大人の火葬料金は市内料金で最も安い津市、松阪市で 3,000 円から、最も高い志摩市で 30,000 円となっており、市外料金は最も安い尾鷲市の 30,000 円から、最も高い桑名市の 100,000 円となっております。

また、動物の火葬については、14 市中 8 市で行っておりますが、単独火葬

を行っているのは、名張市、伊賀市、亀山市の3市のみとなっています。

火葬料金については記載のとおりですが、注意書きのとおり、桑名市における動物大は鹿と猪のみであり、その他の動物は動物小の料金で火葬されています。

また、松阪市においては犬、猫で区分していますが、津市においては、30kgを超えるか超えないかで大小を区分し、名張市においては、10kg、30kgで大中小を区分して金額に差を設けています。

式場については、14市中、津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、尾鷲市の7市が式場を併設しており、その他の7市については、火葬場のみの施設となっております。

火葬場の運営形態につきましては、津市がPFI、伊賀市と尾鷲市が指定管理、伊勢市が広域組合（組合が業務委託）の形態をとっている以外では、直営、業務委託という形態が多くなっております。

次に、松阪市内における民間式場の状況ですが、松阪市内に民間ホールが12箇所（本庁管内に9箇所、嬉野管内に1箇所、三雲管内に2箇所）あり、それぞれの式場の室数と収容人数については、記載のとおりでございます。

次に、篠田山斎場に火葬場を集約する理由ですが、松阪市における火葬場は合併前の各自治体の施設を引き継ぐ形で現在に至っており、人口に対する火葬炉の数も他市と比較して多いことから、施設の総量と適正配置について検討し、施設の最適管理について検討した結果、維持管理の面からも2箇所以上の施設を維持管理していくより、1箇所に統合した方が管理運営も容易であるし、維持費も安価であることが見込まれます。

この後にご説明いたしますが、現在の嬉野斎場では、年間約170体の火葬に約2,500万円の運営経費がかかっており、火葬にかかる原価としては、4火葬場中最高額の1体当たり原価約150,000円となっており、三雲火葬場、飯南火葬場についても火葬件数が少ないことから、原価が篠田山斎場より高額になっています。

これらの理由により4箇所の火葬場を1ヶ所に集約する場合の新斎場の建設予定地について検討いたしましたところ、新たに用地を選定することは困難であると見込まれることから、計画（案）のとおり現在ある4箇所の火葬場用地を比較し、嬉野斎場は一部借地であること、三雲火葬場は津波浸水の恐れがある区域に入っていること、飯南火葬場は建設後30年しか使用できない制約があることから最適ではないという結論に至っております。

その一方で、篠田山斎場については、交通の便も良く、昭和29年に火葬場が建設されてからずっと火葬場（霊苑）として使用されているため、住民にとって篠田山＝斎場（霊苑）という認識が強いこと、用地の状況についても、敷地面積が広くすべて市有地であることから最も適切であるという結論に至りました。

こういった状況の中で、市としての方向性としましては、火葬場の整理統合については、最終的には篠田山斎場への一極集中を目指しますが、当面は、第1回検討委員会で提案していただいたように、篠田山斎場の建替え時に8炉入る施設としておいて当面6炉で運営していくといった運用も選択肢の一つであるものと考えています。

最後に、火葬1体当たりの原価についてですが、平成27年度決算額で計算しましたところ、原価償却を含めない場合、人体火葬と動物火葬、また、火葬と式場の経費を区別することが困難であるため、施設運営経費全額を火葬件数で割ることによって算出してありますが、篠田山斎場で約41,000円、嬉野斎場で約150,000円、三雲火葬場で約46,000円、飯南火葬場で約65,000円となっており、市全体で火葬1体当たり約52,000円の原価がかかっていることとなります。

また、原価償却を含んだ場合ですが、篠田山斎場、嬉野斎場、三雲火葬場については建設から15年以上経過しているため、建物のみで計算としてありますが、篠田山斎場が約43,000円、嬉野斎場が約199,000円、三雲火葬場が約50,000円、飯南火葬場が約142,000円となっており、市全体としては、火葬1体当たり約62,000円の原価がかかっていることとなります。

先ほども説明させていただきましたが、嬉野斎場、三雲火葬場、飯南火葬場については、火葬件数が少ないことから1体当たりの原価が篠田山斎場より高額になっており、火葬場の集約化を図ったほうが、運営費用の面でも効率的であると考えられます。

以上、本日お配りした資料の説明とさせていただきます。

委員長

参考資料（火葬場経営の現状）の説明をお願いしたい。

委員

これはNPO法人日本環境斎苑協会が発行している「火葬概論」の一部を抜き出したものである。

墓地、埋葬等に関する法律によると、「火葬場は火葬の求めを受けたときは、正当な理由がなければ拒むことができない応諾の義務」がある。

また、「火葬許可証がないものは火葬を行ってはならない」となっているが、例外的に東日本大震災の時には役所が混乱していたことから、許可証が発行できず、許可証なしに火葬を行ったというがあった。

それから、火葬場としての義務として、「火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、これを5年間保存しなければならない」、「毎月5日までに前月中の火葬の状況を市町村長に報告しなければならない」こととなっている。

次に火葬場数について、全国に概ね1,500箇所の火葬場があるとされていて

いるが、これは年1件以上の火葬実績がある火葬場の件数であり、自治会が管理しているような規模の小さい火葬場は含まれていない。

火葬率については、日本の場合はほぼ100%となっている。

火葬場の設置主体については、墓地、埋葬等に関する法律により、「市町村か宗教法人とする」となっており、基本的には公共が原則となっている。

火葬場の管理形態については、指定管理者制度の導入が進んでおり、約290施設が導入しているが、先ほどの約1,500施設の内の割合としては、まだまだ低いものになっている。

また、PFIについては、全国の13施設で事業を行っており、経済的であるということから、徐々に広がってきている。

それから、火葬の手数料について、平成24年度においては、平均の維持管理経費53,300円に対し、平均19,100円の手数料収入があり、差額を一般財源で負担しているという調査結果が出ている。

また、火葬炉1基当たりの維持費及び修繕費は、それぞれ293,410円、1,131,400円となっている。

手数料の金額としては10,000円から20,000円に設定している火葬場の割合が多くなっており、全国平均で、大人11,327円、小人7,355円、死産児4,329円、管外の大人36,200円、館内の小動物5,586円となっている。

また、最高額としては、大人54,600円、小人40,000円、死産児40,000円、管外の大人120,000円、館内の小動物34,650円となっている。

以上、簡単であるが、説明とさせていただきます。

委員長

それでは、審議に入りたい。

市のほうから提出があった資料について質問はないか。

委員

火葬1体当たりの原価について、火葬場を集約した場合に想定される原価は計算してあるか。

事務局

現在の単価について算出したものであり、集約した場合の原価については算出しておりません。

委員

メリット、デメリットについて、やはり新築したほうが良いのではないか。

委員長

死亡者数の推移について、ピークは 2045 年で約 2,500 人となっており、将来的には 2,300 人程度まで減ってくるとなってくることから 7 炉必要ということになっているが、嬉野斎場を統合するという前提で篠田山斎場に 8 炉必要ということか。

事務局

市内全体で 8 炉必要になるということです。

委員長

広域的な展開ということは考えずに算出したのか。

嬉野地域の方であれば、津市の斎場を利用されたほうが近い場合もあるのではないか。

嬉野地域の住民が津市の斎場を利用された場合でも 8 炉必要になるかどうか、検討したのか。

事務局

市内の死者については市内で火葬するという前提で計算しており、広域的な展開ということは検討していません。

委員長

飯南火葬場については 30 年間の使用を前提としているが、利用状況から見て、30 年経った時点で解体ということで地域は納得されるのか。

30 年ということをもとに議論するのか、地元と協議して、まだまだ使っていけるものは使っていくのか、それによって考え方が変わってくる。

嬉野斎場についても、広域利用ということを含めて検討していけば、違った答えが出てくることになる。

建て替えありきの前提となっており、建て替えた場合と大規模修繕を実施した場合の費用対効果を考えた場合、どちらが良いのか確認されていない。

ファイナンシャルマネジメントでは、「使えるものについては延命化して可能な限り使っていきましょう」という考え方が大前提である。

「古い部品を新しくしただけで機能が最新のものにはならない」、「古い設備は公害等の発生の原因にもなりかねない」、「古い設備を使い続けると、結果的に高額な修繕料がかかってしまう」ということも、1 基 2,500 万円かけて炉を入れ替えればクリアできるのではないのか。

委員

1 炉に 2,500 万円かけるだけでは、現状の火葬炉の機能を維持するだけということになる。

平成 12 年にゴミ焼却炉でダイオキシン問題が発生した時に、厚生労働省から、「再燃焼炉を 1 秒以上維持すること」、「バグフィルターを付けること」が望ましいという通知が出されており、それに対応するためには、炉の容積を増加させることになり、現状の火葬炉を更新するだけでは対応できない。

炉の容積が増加すれば設備が収まり切れなくなり、必然的に建物も建て替えが必要になってくるのではないか。

炉の修繕だけでは今の基準に合わせることはできないという意味で前回、お話をさせていただいた。

委員長

火葬炉だけでなく設備まですべて入れ替えた場合どのくらいかかるのか。

委員

炉の容積を増やしてバグフィルターを付けた場合、一般的な金額で言えば、1 炉につき 5,000 万円程度かかる。

委員長

新築の場合、平米単価 500,000 円程度になると思うが、現在の篠田山斎場を増築した場合、どの程度の費用がかかるのか。

増築と建物の大規模改修及び設備の入れ替えを行った場合の総コストが 30 億円を上回るのか、下回るのか。

事務局

試算しておりません。

委員長

大規模改修しても延命化する訳ではないので、20 年程度すれば使えなくなる。

それを含めて試算して、今回、建て替えた方が良いという結論になったのかどうか。

今回、市側の案を了とするにしても、設備をリニューアルして既存の施設を有効活用するという方法と比較し、費用対効果を検証した上で「建て替えがやむを得ない」という結論について、委員が納得しなければならない。

検討されていないのであれば、次回までに費用対効果についてシミュレーションしてもらいたい。

費用対効果に関する基本的な情報を委員が共有し、納得できなければ、最終的な結論を出すことができない。

委員

集約した場合の火葬の原価についても試算できるのであれば、次回委員会において示してもらいたい。

委員長

建て替えありきではなくて、今ある施設を延命化した場合と比較するということが原点である。

それから、広域化を図った場合でも 8 炉必要になるのか。

飯南火葬場の 30 年という問題について地元が継続使用を認めた場合も 8 炉必要にならないのではないのか。

そういったシミュレーションをして、「最大の場合はこちらです」、「最小の場合はこちらです」という内容を確認した上で最終的な判断をしなければならない。

複数案での検討が必要である。

それから、1 体当たりの火葬原価について、ランニングコストの中で人件費がどうなっているのか。

人件費と物件費に分けて、物件費だけの場合はどうなるのかも試算しなければならない。

他に意見はありませんか。

委員

新しい施設の建設費として 30 億円程度という金額が出ているが、内訳は出ているのか。

事務局

案の中にコンサルが積算した内容が記載されています。

委員

土地の造成費等は入っているのか。

事務局

入っていません。

委員

一般論で言えば、設備が 20% で建物が 80% というのが、最近の火葬場の建設にかかる金額である。

委員長

この金額に対して、大規模改築をして建物を増築し、設備をリニューアルした場合に全体でどのくらいかかるのか。

大規模改修をした場合でも 20 年程度すれば古い建物は建て替えなければならないだろうから、そういったことを加味した上で大規模改修、増築、設備のリニューアルと建て替えを比較検証したときにどちらが有利かを検討していく必要がある。

委員

今の火葬場を継続していくに当たっての person 費を含めた総コストと、1 箇所集中した場合のコストを比較する必要がある。

飯南火葬場や嬉野斎場についても、まだまだ使用できる状況であるが、三雲火葬場については喫緊にどうしていくかという課題であるので、三雲火葬場も存続させるという試算は難しいのではないかと。

委員長

今ある 4 箇所の火葬場について、いくつかの想定に対して費用対効果を計算した上において一番効率的なものを選んだということが説明できなければ、委員会として建替案を了とすることはできない。

三雲火葬場については、現状のまま使用していくということにはならないが、飯南火葬場と嬉野斎場については、まだまだ使える施設であることから、飯南火葬場については 30 年間使用という制約について地元と協議していく必要があるし、嬉野斎場については、隣の市と協議していく中において広域的な展開が可能であれば嬉野地域の方が篠田山斎場まで来ていただかなくても良い場合もあるのではないかと。

委員

死亡者数のピークは 20～30 年先であり、それまで需要が減っていかない中で、篠田山斎場を修繕することによって対応できるのか。

三雲火葬場が廃止ということになれば、その分も篠田山斎場の利用が増えるのではないかと。

委員

火葬炉だけ入れ替えておいて 20 年後に建物を建て替える場合、火葬炉は建て替え後もそのまま使用できるのか。

委員

火葬炉の耐用年数は 20 年程度であることから、建て替えと同時に火葬炉も入れ替えになる。

委員長

今の施設を大規模改修して火葬炉も入れ替えておけば、次の炉の更新時に施設も建て替えるというイメージになる。

現在、炉もかなり傷んでいるので、施設の大規模改修とともに炉を入れ替えておいて20年後に建て替えるという手法もある。

その時には、嬉野斎場と飯南火葬場の老朽化も進んでいるから、その時に建て替えた方が良いのか、計画案通りに建て替えた方が良いのか、シミュレーションをやってみなければ、結論を出すことはできない。

委員

各地域から篠田山斎場までは距離があるので、飯南火葬場も嬉野斎場も利用できる間は利用したほうが良いのではないか。

1箇所に統合する案もあるが、まだまだ使える施設であるので、利用できる間は利用したいというのが地域住民の思いではないか。

委員長

今回の議論は、2～3年の間に篠田山斎場に集約するという議論ではない。

まだまだ先の話ではあるが、その時が来たから無くすということが良いのか、もっと近付いた時点で話をしなければ、今の世代で判断できる問題ではないのではないか。

嬉野斎場についても、まだまだ使える施設であるので、集約化していくかについては今の世代の人々で判断できないのではないか。

もう少し近付いた時点で議論していただいて集約化していくのかどうか検討していくべきではないか。

篠田山斎場については、相当老朽化してきており数年の内にどうしていくのか議論していく必要があるので、いくつかのシミュレーションをして8炉が適当であるのか整理していかなければならない。

委員

最終的に統合せずに行くというパターンも選択肢の一つか。

委員長

飯南火葬場については、地元の意向でずっと使用しても良いということであれば、それも選択肢の一つになるのではないか。

近くに火葬場があれば便利なので、継続して使用して欲しいという意見が将来的に出るかも知れない。

嬉野斎場についても、津市の斎場を使用して差額分が補助されるのであれ

ば、わざわざ新しい斎場を整備しなくても良いという意見もあるのではない
か。

広域的な展開も考慮していく中で、篠田山斎場に 8 炉が本当に必要になる
のか検討していく必要がある。

委員

飯南飯高管内では人口が減少しており、恐らく今後も減り続けるものと考えられ、飯南火葬場が老朽化した時に、「どうしてもここに必要だ」となるかどうか分からない。

そのことを考えると、篠田山斎場の炉数を増やしておいてもらったほうが良いのではないか。

委員長

行政と地元との間で話し合いをして決めていかなければならない。

今は篠田山斎場に集中ありきで資料が作られているので、違う結論が出た時どうなのかというシミュレーションをしておく必要がある。

委員

地元にあった方が便利ではあるが、色々な事情を考慮してみると、今後統合していくということに地域住民の方も一定の理解をしていただけるのではないか。

委員

飯南火葬場について、今の段階で 30 年経過後の話をするのは難しい。

もう少し近付いてから地元との協議を行っていきたいが、どのようなシミュレーションをしていけば良いのか。

委員長

一つ目としては、篠田山斎場を大規模改修し、20 年後にあらためて統合について検討していくパターン。

二つ目は、嬉野斎場を廃止し、津市の斎場を広域利用した場合のパターン。

三つめは、飯南火葬場について 30 年を超えて使用した場合、篠田山斎場をどうしていくのかというパターン。

そうしていけば、本当に 8 炉必要になるのか、また 8 炉必要になるのはいつか分ってくるはずである。

篠田山斎場を延命化すれば、約 20 年後に更新の時期を迎え、その時には嬉野斎場も更新の時期となり、飯南火葬場も 30 年を迎えることになるので、その時点で統合についてあらためて検討していくという方法もあるのでは

ないか。

篠田山斎場を増築し、設備をリニューアルした場合の費用がいくらかかるのか、それと建て替えにかかる費用を比較した場合どうなのかというシミュレーションが必要である。

その結果を提示していただければ、委員会として篠田山斎場に統合するという結論は出せない。

続いて、私のほうで整理してお配りした資料をご覧ください。

「1.火葬場の今後のあり方について」と「2.建て替えにあたっての規模、整備水準」については、先ほどお願いしたシミュレーションの結果が出ないと整理できないため、「3.整備方法」について、NPO法人日本環境斎苑協会のほうからいただいた資料を基に検討していきたい。

従来通りの手法が良いのか、PFI等民間資金を活用した整備手法が良いのか、議論していただきたい。

委員

市が直営で運営していくということであれば、指定管理者制度もPFIも検討の対象にはならないが、そこはどうか。

民間に運営を任すのであれば、最初からPFIを導入していくことをお勧めする。

PFIでは、民間が専門的な立場で運営管理していくことになるため、余分な設備は作られない。

運営管理を誰が行うか分からないという状況で施設を整備すると、素人も管理運営できる設備が必要になるためである。

委員

現在、直営で運営し、火葬については業務委託しているが、様々な公共施設が民間の力や知恵を借りて運営している状況の中で、どうしても直営で行っていかなければならない業務ではないと考えている。

まずは、松阪市の「PFIの導入指針」に基づいて検討していくことになるが、今回、この委員会において何らかの方向性を示していきたい。

委員長

まず、「導入可能性調査」を実施してシミュレーションした上で手法を決定していくことになると思うが、検討を行う必要があるということは、委員会として申し上げておく必要があると思う。

現在の嬉野斎場は、指定管理ではなく業務委託か。

事務局

4 火葬場一括して業務委託契約を締結しています。

委員長

現場の職員は詳細な状況まで把握していたので、これなら指定管理でも十分やっていけるのではないか。

委員

P F I の場合、民間資金の導入ということになるが、市が単独建設する場合、国等の補助金はあるのか。

委員

火葬場建設に対する補助金制度はない。
市単独費と起債で対応することになる。

委員長

今の金利水準であれば、P F I でも起債でも金利差は大きく変わらないが、起債した場合、2年間で建設費の25%程度を負担していかなければならない。

「4. 管理運営方法」については、直営が良いのか、民間の活力を活用したほうが良いのか、委員会として議論していかなければならないが、火葬業務は市が直営で行わなければならない業務か。

直営でやっていくメリットがどこにあるのか。

指定管理の制度を使えば、埋火葬許可証だけ持ってきてもらえば施設の使用許可を出すこともできる。

多くの自治体で指定管理に向けて動きつつあるので、委員会としては、指定管理に限らず民間の活力を導入した手法の導入を提案していきたい。

ただ、その時に式場を計画に入れるのか。

市内には多くの民間の式場がある。

委員

式場を作らなかった場合、安い金額で葬儀をしたい方に対して何らかの補助を出していくことになるのか。

委員長

業者と金額の協定を結んで“市民葬”という手法で葬儀をしている自治体の例もある。

委員

公共は場所だけ提供し、内容は遺族と業者が話し合っただけで決定するというケ

ースが多い。

松阪市を見ると、民間式場がたくさんあるので、式場を計画に入れる必要はないのではないか。

委員

篠田山斎場は低所得者が利用しやすいような価格設定になっており、民間へということになれば、手立てが必要になる。

委員長

市内にある公共施設で葬儀を行える場所はないのか。

委員

地域の集会所などには、葬儀に利用されている場所もあるのではないか。

委員長

葬儀が多様化し、家族葬が多くなってきている状況の中で、本当に式場は必要なのか。

委員

今は直営で使用料が安く抑えられているが、P F I が導入された場合、使用料はどうなるのか。

今より高くなるのではないか。

委員長

使用料金は行政のほうで決めることになり、減免された部分については、行政が事業者負担していくことになる。

民間が運営するからといって、使用料金が上がるということではない。

委員

生活保護受給者に対してはどうか。

委員長

生活保護受給者に対しては、生活保護の制度から“葬祭扶助”が出る仕組みになっている。

市内にこれだけ式場があるので、委員の皆様の意見としては、「式場は必要ないのではないか」ということで良いか。

委員

使い勝手が良いものであれば、あっても良いのではないか。

委員

低所得者が民間の式場を使った場合、どうなるのか。

低所得者向けにも直営の式場は必要でないか。

委員長

市と民間事業者が協定を結んで、安価で葬儀ができ、それに対して行政が補助金を出すという仕組みを作れば良いのではないか。

委員

低所得者が使用できる式場は必要であると思うが、市直営ではなく、民間での運営となれば、使用料はどうか。

委員長

新し式場を整備して、その運営を直営で行った場合でも、民間に任せた場合でも、利用者の負担は変わらない。

指定管理者であっても、市のほうで料金体制を決定していくことになり、それより安くすることはできるが、高くすることはできない仕組みになっており、減免した部分については、市が指定管理料として支払うことになる。

委員

篠田山斎場に式場を設置しない場合、低所得者が民間の式場を使用した時の使用料はどうか。

委員長

市と民間の式場が協定を結んで、民間の式場を使用しても現在より価格が上がらない仕組みを作れば、市の火葬場の中に式場を作る必要はなくなる。

委員

現在、篠田山斎場で式を行った場合、いくらくらいかかるのか。

事務局

内容にもよりますが、5～6万円程度で行うことも可能です。

委員

その金額と民間との差額を市が補助するということか。

それであれば式場が無くても良いと思うが、市の財政的に無理ではないか。

委員長

式場部分を作るのにかかる建築コストを考慮したとき、式場を作ったほうが得なのか、“市民葬”という制度を作ったほうが得なのか、シミュレーションしなければならない。

委員

業界団体との話し合いも必要になることであり、ここで結論を出すことはできないのではないかと。

委員長

20万円程度でできる葬儀のプランを民間に考えてもらい、その内の半分から3分の1程度を市が負担する制度ができるのであれば、式場を作る必要はない。

委員

それを考えると、この計画と並行してそちらの議論もしていかなければならない。

委員長

式場を計画に入れるか入れないかによって、建築面積が変わってくる。受け皿があるのか無いのか、民間の感覚を確認していく必要がある。

事務局

生活保護受給者に対しては、葬祭扶助が支給されています。

委員長がおっしゃってみえる“市民葬”と似たようなものを伊勢市が“規格葬儀”という名称で行っています。

10万円程度と15万円程度の2つのパッケージで、市内の協力業者と協定を結んで実施しているということです。

そういったパッケージを作れば、生活保護受給者は本人の負担なしで、生活保護を受給していない低所得者についても低額な料金で葬儀を執り行うことができます。

また、死亡された方が加入されていた健康保険から、葬祭費も支給されています。

委員

現在、民間で葬儀を行えば、最低40万円はかかってしまう。

委員長

民間のほうでも、安定経営できる見込みがあれば、協定を受け入れてもらえるのではないかと。

事務局

伊勢市は市営の式場を持っていないので、民間の5～6社と提携して、そのような葬儀を行っています。

委員長

そういう方法もある中で、新しい火葬場の中に式場を入れるかどうか検討していく必要がある。

あと、ペットの火葬について、今の時代の流れからやらざるを得ないと思うが、どうか。

委員

既存でやっているのであれば、続けていかざるを得ない。

委員長

火葬料金の受益者負担については、どうか。

委員

原価の半分程度まで上げるべきである。

そして、その一部を今後の整備費に積み立てていくべきである。

委員

県内他市と比較しても安いので、もう少し高く設定しても良いのではないかと。

委員

現在、人体よりペットの単独火葬の方が、使用料が高い状況である。

それを考えれば、もう少し単価をアップしても良いのではないかと。

委員

各市において市外の火葬料金がだいたい原価で設定してあるのではないかと。

行政として福祉の範疇で料金設定してあるようであるが、実態を見た料金設定とすべきである。

委員長

使用料や手数料を設定するに当たって、原理原則として、公共の役割と市民の役割を考えていかなければならない。

施設を提供することが公共の役割であるから、施設を作るイニシャルコストは公金で負担し、人件費を除いた施設のランニングコストは利用者に転嫁して負担してもらうべきである。

今後の進め方についてであるが、委員会としては、あと1回で結論を出す予定ということで良いか。

事務局

基本的に3回を考えていますが、議論が続くようであれば、回数を増やすことも検討していきます。

委員長

次回までに、今日いくつか指摘したことを整理し、委員会としての報告書の骨子を出し、委員会として最終の結論にしていきたい。

事務局のほうでたたき台を作成し、委員長と副委員長で検討し、良ければ、骨子案として次回委員会に提案させていただくということで良いか。

委員

～異議なし～

委員長

委員会で報告書を出した後の流れは、どうなるのか。

委員

計画（案）を修正して基本計画としてまとめ、市議会の委員会に報告していくことになる。

委員長

地域住民への説明が重要であると思うが、議会に報告した後に行うのか。

委員

先ず、三雲火葬場の廃止が直近であるため、基本計画がまとまり次第、市議会への報告と並行して地元への説明を行っていきたい。

委員長

今日の議論は以上とする。